

【住民税が課税されている者に扶養されている例】

(例) Aとは住所地が異なる配偶者B(非課税)と子C(非課税)からなる世帯の場合

	Aとの扶養関係		
	BCともにAの扶養ではない	BのみAに扶養されている	BCともにAに扶養されている
Aが住民税課税	B世帯…支給対象	B世帯…支給対象(注2)	B世帯…支給対象外
Aが住民税非課税(注1)	B世帯…支給対象	B世帯…支給対象	B世帯…支給対象

(注1) B又はCを扶養することにより非課税となる場合を含む

(注2) Cが住民税が課税されている者に扶養されている場合を除く

B世帯の中で、住民税が課税されている者に扶養されていない者が一人でもいれば、支給対象